



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年10月18日(金) 号外(第5号)

目次

条 例		ページ
○群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(デジタルトランスフォーメーション課)		2
○群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(自然環境課)		3
○群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例(地域企業支援課)		3
○群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(観光魅力創出課)		4
○群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(eスポーツ・クリエイティブ推進課)		5

■ 条 例

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第六十三号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年群馬県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の四の項及び五の項中「又は療育手帳」を削る。

第二条 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項から五の項までを削り、六の項を一の項とし、七の項を二の項とする。

別表第二の八の項中「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「高等学校等奨学のための給付金支給事務」を「高等学校等の生徒等の保護者等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して授業料以外の教育に必要な経費を対象とする給付金を支給する事務（以下「高等学校等奨学のための給付金支給事務」という。）」に改め、「生活保護関係情報又は」を削り、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」の下に「（平成二十二年法律第十八号）」を加え、同表九の項を削り、同表十の項中「知事」の下に「又は教育委員会」を加え、「高等学校等学び直し支援金支給事務」を「高等学校等の生徒等のうち知事又は教育委員会が認めた者に対して高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を支給する事務（以下「高等学校等学び直し支援金支給事務」という。）」に改め、「生活保護関係情報又は」を削り、同項を同表九の項とし、同表十一の項及び十二の項を削る。

別表第三の二の項中「生活保護関係情報又は」を削り、同表四の項中「生活保護関係情報、」を削り、同表五の項を削り、同表六の項を同表五の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十四号

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県野鳥の森施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年群馬県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「野鳥観察小屋」を「野鳥観察小屋」に改める。

展望台

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十五号

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例の一部を改正する条例

群馬県中小企業者等の事業の再生を支援するための措置に関する条例(令和五年群馬県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第五号中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十六号

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年群馬県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「施設」を「別表第二に掲げる施設(以下「有料施設」という。)」に、「拒否、禁止又は制限」を「承認等」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第二に掲げる施設(以下「有料施設」という。)」を「有料施設」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 有料施設の利用の承認の取消し等に関する業務

第十一条を第十五条とする。

第十条中「知事は」の下に「、指定管理者の指定ができないとき」を加え、「命じ」を「命じたとき」に改め、「ときは」の下に「、第三条の規定にかかわらず」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合(管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認められた場合)にあつては、当該管理の業務の一部に有料施設の利用の承認等に関する業務が含まれるときに限る。)においては、第五条から第八条までの規定を準用する。

この場合において、第五条第二項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第六条及び第八条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第六条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を得ているときは、この限りでない」と読み替えるものとする。

第十条を第十四条とする。

第九条第一項を次のように改める。

有料施設を利用しようとする者は、別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

第九条を第十三条とする。

第八条第一項中「、第六条」を「、前条第一項」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 偽りその他不正な手段により前条第一項の規定による許可を受けた者

三 前条第三項の条件に違反した者

第八条第二項中「第六条」を「前条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第七条を削る。

第六条を第十一条とする。

第五条の次に次の五条を加える。

(利用の承認等)

第六条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、有料施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 その他施設の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第一項の承認を与える場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(目的外利用等の禁止)

第七条 前条の規定により利用の承認を得た者(以下「利用者」という。)は、当該承認を得た利用の目的以外の目的に有料施設を利用し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取消し等)

第八条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は施設の管理上特に必要があると認めるときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又はその承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により利用の承認を得たとき。

二 第六条第二項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第六条第三項の条件に違反したとき。
四 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(原状回復義務)

第九条 利用者は、その利用を終了したとき(前条の規定による利用の制限若しくは停止又は承認の取消しがあつたときを含む。)は、直ちに施設を原状に回復してこれを返還しなければならない。

(損害賠償)

第十条 利用者は、施設を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

別表第一中

宝台樹スキー場	宝台樹スキー場	
	武尊牧場スキー場	利根郡片品村

に を

改める。

別表第二中「第九条」を「第十三条」に、「使用料の額」を「金額」に改め、同表宝台樹キャンプ場の部小学校、中学校及びこれらに準ずる学校その他の施設の児童及び生徒の項中「二百円」を「五百円」に改め、同部その他の者(小学校就学の始期に達するまでの者を除く。)の項中「四百十円」を「千円」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第六十七号

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成二十九年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表二の表大会議室の項及び交流室Bの項を削り、別表二の表注6中「大会議室又は」を削り、別表二の表注7中「、交流室Bとは面積が三十平方メートル以上四十平方メートル未満の交流室を」を削り、別表三の表中「、展望ラウンジ」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
